

## 歴史公文書の判断基準に関する要綱

(平成26年3月31日制定)

(平成27年3月2日改正)

(平成29年8月15日改正)

(平成30年8月7日改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県行政文書管理規則（平成13年千葉県規則第30号）第13条第1項の規定により、歴史的な資料として重要な行政文書（以下「歴史公文書」という。）を含む簿冊等を、文書館に適切に移管するために選別するための判断基準を定めるものとする。

(基本的考え方)

第2条 次の各号に掲げる文書が含まれる簿冊等は、歴史公文書として文書館に移管するものとする。

- (1) 県の機関等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書
- (5) 県・地域社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく、県全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような政策事項等に関する文書
- (6) 昭和27年度までに作成・取得された文書

2 原則として、保存期間が5年以上の簿冊等を選別の対象とする。ただし、第1項第6号の場合を除く。

3 第1項の規定にかかわらず、当該業務の主務課が所有している簿冊等を選別の対象とする。

(具体的な判断の指針)

第3条 前条を踏まえ、文書館に移管するか否かを具体的に判断するにあたっては、別表「具体的な判断の指針」により判断を行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年8月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年8月7日から施行する。

別表(第3条)

具体的な判断の指針

事項	業務の区分	補足・事例
<p>条例等の制定又は改廃及びその経緯</p>		
1	条例の制定、改廃等及びその経緯	(1)立案の検討
	(2)他の行政機関、関係団体との協議	
	(3)県民等からの意見聴取	
	(4)条例案の審査、議案の決定	
	(5)議会審議	
	(6)条例の公布	
	(7)解釈又は運用の基準の設定	
		<p>○立案の契機となった事項に関する文書</p> <p>○立案に活用した調査又は研究、検討に関する審議会等の文書</p> <p>(例)</p> <p>「○○条例の制定」</p> <p>「○○条例の一部改正」</p> <p>「○○審議会(内容は条例制定)」</p> <p>「○○条例の制定における事前協議」</p> <p>「パブリックコメント関係」</p> <p>「○○条例審査」</p> <p>「○○条例の公布(通知)」</p> <p>「○○条例解釈運用基準の改正」</p>
2	規則の制定、改廃等及びその経緯	(1)立案の検討
	(2)他の行政機関、関係団体との協議	
	(3)県民等からの意見聴取	
	(4)規則案の審査、規則の決定	
	(5)規則の公布	
	(6)解釈又は運用の基準の設定	
	(7)解釈又は運用の基準の設定	
		<p>○立案の契機となった事項に関する文書</p> <p>○立案に活用した調査又は研究、検討に関する審議会等の文書</p> <p>(例)</p> <p>「○○規則の制定」</p> <p>「○○規則の一部改正」</p> <p>「○○審議会(内容は規則制定)」</p> <p>「○○規則の制定における事前協議」</p> <p>「パブリックコメント関係」</p> <p>「○○規則審査」</p> <p>「○○規則の公布(通知)」</p> <p>「○○規則解釈運用基準の改正」</p>
3	公示、訓令及び通達の制定、改廃及びその経緯	(1)公示の立案の検討その他の重要な経緯(単純な観念又は事実の通知行為の性質を持つ公示を除く。)
	(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	
		<p>(例)</p> <p>権利義務に関係する地域指定の告示</p> <p>○行政運営・運用上の基本となるような重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための文書</p> <p>(例)</p> <p>「○○規程の制定」</p>
<p>複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯</p>		
4	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯
		<p>○知事部局と教育庁の申合せ協議、県と国又は市町村との申合せ、覚書などに関する文書</p>
5	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯
		<p>○地方自治法第245条の9第2項の処理基準、同法第250条の2の許認可等の基準、同法第250条の3の標準処理期間の設定などに関する文書</p>
6	県及び市町村の廃置分合又は境界変更及びその経緯	県及び市町村の廃置分合又は境界変更に関する決定・報告その他の重要な経緯
		<p>○行政区画の変更、廃置分合に関する文書</p> <p>・市町村の廃置分合に関するもの</p> <p>(例)</p> <p>「廃置分合 ○○市」</p> <p>・境界変更、字区域の変更等に関するもの</p>
7	権限移譲、共同処理等の協議及び決定並びにその経緯	国からの県への権限移譲、県から市町村等への権限移譲、広域化等に伴う県への事務委託又は共同処理等に関して、その決定、引継ぎ、それらのための協議に関する重要な経緯
		<p>○権限の移譲、共同処理の協議・経緯に関する文書</p> <p>・地方分権などによる権限移譲に関するもの</p> <p>・後期高齢者の広域連合による処理などの広域化に関するもの</p> <p>・入札の共同処理などに関するもの</p>

事項	業務の区分	補足・事例
政策・制度・計画の立案、実施及びその経緯		
8 県議会への提出議案等に関する事項 (他の項で掲げられているもの及び軽易なものを除く。)	(1)立案の検討  (2)議案の決定  (3)議会審議	○議会議決事項となっている和解などに関する文書(ただし、先例的な事案以外は軽易なものとして除外) ○立案の契機となった事項に関する文書 ○立案に活用した調査又は研究、検討に関する審議会等の文書 ○議案決定に至る経緯に関する文書  ○議会への提案者としての知事部局で持っている文書(提案を受けた議会側で移管する資料とは立場が違う。) ・知事提案理由説明(知事挨拶)、その他議案の説明に関するもの ・議会での質疑に関するもの ・審議結果に関するもの
9 審議会等における審議等に関する事項(他の項で掲げられているものを除く。)	制度や政策等の重要な事項を審議した審議会等における諮問、答申、建議、議事概要、配布資料等の重要な文書	○審議会又はそれに類似した会議体に関する文書のうち、個々の許認可等を判断した文書ではなく、制度や政策等を審議した文書
10 財務及び公有財産に関する事項	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び債務負担行為の見積に関する書類の調製その他の予算に関する重要な経緯  (2)歳入及び歳出の決算書に関する計算書の調製その他の決算に関する重要な経緯  (3)県有財産の取得・処分等に関する文書のうち重要なもの	○予算案の調製の基礎となった方針、予算案の決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務を所管する課が所有するもの) ○上記のほか、行政機関における予算に関する特に重要な経緯が記録された文書 (例) 財務規則第15条の予算要求に関する通知第15条から第18条までの各要求書 第19条の予算編成方針案及び歳入歳出予算案の調製と決定  ○決算書に関する計算書の調製の基礎となった方針、決算書等の決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務を所管する課が所有するもの) ○上記のほか、行政機関における決算に関する特に重要な経緯が記録された文書 ○収入関係の書類(収入調書等)及び支出関係の書類(支出負担行為書、支出仕訳書等)は除く。 (例) 地方自治法施行令第166条第2項の書類 歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書  ○県民生活に大きな影響を与えた又は大きな話題となった県有財産の取得・処分等に関する文書 (例) 県の庁舎の取得・処分等 公の施設の取得・処分等 県の施策のシンボルとなるような財産の取得・処分等 上記に関係が深い台帳
11 組織及び定員に関する事項	組織及び定員の編成の方針と結果、その他の重要な経緯 ・組織又は定員管理を所管している課で所有するもの	○県の組織の新設や改廃に関する文書 ○定数、職制に関する文書 (例) 「〇〇年度の組織及び定員に関する基本方針について」

事項	業務の区分	補足・事例
12 県行政及び事業に関する計画及び方針に関する事項	(1)立案の検討 (2)他の行政機関、関係団体との協議 (3)県民等からの意見聴取 (4)計画又は方針の決定 (5)計画又は方針の公表 (6)計画又は方針の進行管理及び評価	○議会の議決が必要な計画・方針に関する文書 (例) 千葉県総合計画(千葉県行政に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例第2条) 財政再生計画(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第8条) ○法令に根拠規定がある計画・方針に関する文書 (例) 医療計画(医療法第34条の4) 都道府県食育推進計画(食育基本法第17条) 環境基本計画(千葉県環境基本条例第9条) 景観計画(景観法第8条) 地域再生計画(地域再生法第5条) 都道府県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第4条) ○その他行政運営・運用上の基本となる重要な計画・方針に関する文書 (例) 行政改革計画 財政健全化計画 定員適正化計画 ○立案の契機となった事項に関する文書 ○立案に活用した調査又は研究、検討に関する審議会等の文書 ○各部局・関係団体等への計画案に対する照会・回答に関する文書 ○パブリックコメントに関する文書
13 行政の運営及び運用上の基本となるような制度の運用状況の把握等の事項	年間実績報告書、施行状況調査・実態状況調査等の統計データや実態状況をまとめた重要なもの、当該制度の改善等のための意見・勧告等のうち重要なもの (行政資料として文書館に送付したものは除く。)	○情報公開、政策評価、パブリックコメント制度、県政に関する世論調査などに関する文書
14 危機管理及び災害対応に関する事項	(1)対応(他団体への支援を含む。)計画・方針について、その立案の検討、関係者との協議、計画・方針の決定その他の重要な経緯 (2)災害対策本部、その他の対策本部を設置した事案(社会的影響が特に小さい事案を除く。)について、その事案の内容と対応の記録 (3)災害対策本部その他の対策本部を設置しない事案のうち特に重要な危機管理・災害に関する事案について、その重要な経緯	(例) 「千葉県地域防災計画」 「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」 「千葉県災害対策本部要綱及び千葉県応急対策本部設置要綱」 「『災害時相互協力に関する申合せ』について」 ○対策本部を設置した事案に関する文書 ・当該対策本部及び当該対策本部を総括している所属で所有しているもの ・上記のほか、各所属で所有している特に重要な経緯が記録されているもの (例) 「東日本大震災千葉県災害対策本部の設置について」 ○社会的に影響が大きかった災害・事故に関する文書 (例) 「異常気象による農産物等の被害対策」
15 民間との協定、協議、申合せ等に関する事項	・民間との協定・協議・申合せ等に係る制度の制定・廃止、重要な改正に関するもの ・先例的、社会に大きな影響を与えたなど画期的な事例となるもの	(例) 河川管理のアダプトプログラム

事項	業務の区分	補足・事例
個人又は法人等の権利義務の得喪及びその経緯		
16 個人、法人等の権利義務の得喪及びその経緯	<p>(1)行政手続法及び千葉県行政手続条例の審査基準、処分基準、行政指導指針及び標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯</p> <p>(2)補助金等(貸付金、出資又は債権の放棄を含む。)に関する重要な経緯</p> <p>(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯</p> <p>(4)県又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯</p>	<p>○権利義務に影響を与えるような行政指導指針に関する文書 (例) 宅地開発要綱 千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱</p> <p>○重要な補助金等に関する制度の制定・廃止、重要な改正に関する文書 (例) (予算案の発表時の)主要事業に挙げられている補助金</p> <p>○法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関する文書 ○審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめた文書</p> <p>○法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関する文書 (例) 「訴訟関係文書」 「損害賠償関係原本」</p>
その他の事項		
17 公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	<p>○総事業費が大規模な事業又は重要な事業について、事業計画の立案に関する検討、事業の評価に関するもの、事業完了報告等に関する文書</p> <p>○県民生活に大きな影響を与えた公共事業(大規模改修含む)に関する文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想、基本計画、実施計画に関するもの</li> <li>・計画策定の経緯がわかるもの</li> <li>・事業実施に関連して行われた調査(地質、電波障害など)や住民説明会等の結果・記録が記されたもの</li> <li>・事業実施にあたり、必要な各種許認可に関するもの</li> <li>・実施報告書や事後報告に関するもの</li> <li>・上記に関係が深い台帳</li> </ul> <p>(例) 道路、橋梁、鉄道等のインフラ整備、ニュータウン、県営住宅</p>
18 知事表彰に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民栄誉賞・文化の日表彰その他の知事表彰に係る制度の制定・廃止、重要な改正に関するもの</li> <li>・県民栄誉賞等特に重要な知事表彰の授与に係るもの</li> </ul>	○表彰の授与については、特にその理由が県民生活、経済活動などに顕著な功績・効果をもたらしたと認められるものについての文書
19 統計に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の基幹統計等の千葉県版の調査報告書(行政資料として文書館に送付したものは除く。)</li> </ul>	
20 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事記者会見録</li> <li>・県民だより</li> <li>・知事、副知事の事務引継書(行政資料として文書館に送付したものは除く。)</li> </ul>	○「国の施策に対する重点提案・要望」及びそれに類するものに関する文書

基本的考え方		
区 分	補足・事例	
91	<p>県の機関等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書</p>	<p>○県の政策に大きな影響を与えた会議の結果に関する文書 (例) 県域を超える広域課題への取組を共同して行うこととした会議(九都県市首脳会議等)の結果が記録されたもの ○公社等外郭団体の設立、運営、解散に関する文書 ○県が支援した団体等が実施した(又は実施できなかった)事業のうち、県民生活に大きな影響をもたらした事業又は話題性に富んだ事業に関する文書 (例) 鉄道の敷設、新駅の設置、高速道路の建設 ○監査・検査に関する文書 ・監査委員、出納局等が県の機関に対して行った監査・検査の結果をまとめたもの ・住民の監査請求に対して行った監査に関し監査委員事務局がもっているもの ・会計検査院の会計検査で不当事項等重大な指摘を受けたもの</p> <p>○電算システム等の開発に関する文書 ・行政運営上重要なシステムの基本構想・計画に関するもの ・計画から実施までの経緯がわかるもの ・実施報告、事後報告に関するもの</p>
92	<p>県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書</p>	<p>○県土や県民に特に大きな影響を与えた許認可等に関する文書 ・県土の利用に大きく影響を及ぼす都市計画決定、大規模な公有水面埋立及びこれらに類するものに関するもの ・大きな事件・事故が発生した施設・法人等の許認可や指導・検査に関するもの ・土地収用裁決・代執行に関するもの ・上記に関係が深い台帳</p>
93	<p>県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書</p>	<p>○県民生活に多大な変化をもたらした事象に関する文書 (例) 各種公害その他の環境問題</p> <p>○県の社会環境、自然環境等が窺える調査・研究に関する文書(行政資料として文書館に送付したものを除く。) (例) 「○○現況調査」 「○○に関する委託調査結果」 「○○調査研究報告」</p> <p>○世相が反映されている文書 ・県政10大ニュース等の特徴的な事案に関連するもの</p>

基本的考え方		
	区 分	補足・事例
94	県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書	<p>○選挙に関する文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で行われた選挙(衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議員及び長の選挙)に関するもの</li> <li>ただし、選挙管理委員会から出される選挙結果調や記録に係る刊行物と重複するものは除く。</li> <li>・県に対する地方自治法上の選挙に係る直接請求に関するもの(議会の解散等についての請求等)</li> </ul> <p>○イベント等に関する文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オリンピックや国体など大規模なイベントの企画・準備から終了後の報告までの経緯がわかるもの</li> <li>・大規模かつ話題性に富み、かつ、千葉県を特徴づけるイベントの実施やその実績報告書に関するもの</li> </ul> <p>・友好国・州・都市に関するもの</p> <p>○史跡、文化財に関する文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び県指定(有形・無形・民俗)の文化財の指定・解除に関するもの</li> <li>・国及び県指定の天然記念物、史跡、名勝の指定・解除に関するもの</li> </ul> <p>○県の発展に寄与した団体・人物等に関する文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・叙位叙勲、褒章に関する文書のうち、県の発展に寄与した団体・人物等の履歴、功績が記されているもの</li> </ul> <p>○事件等に関する文書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな事件・事故等でその後の社会に影響を大きく与えた事件・事故等に関するもの</li> </ul>
95	県・地域社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく、県全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような政策事項等に関する文書	<p>○戦時下の諸相が記された文書</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政再建団体の指定に関連するもの及び再建に向けて展開した事業に関するもの</li> <li>・不正経理問題に関するもの など</li> </ul>
96	昭和27年度までに作成・取得された文書	<p>日本国との平和条約(昭和27年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」)公布までに作成・取得された文書であり、行政権の制限のあった時代の文書のため、91、93、94に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管する。</p>

注1 別表の1から20までに直接あてはまらないが、第2条第1項各号の基本的考え方該当する場合は、別表の91から96までの項目番号から該当するものを選択すること。

注2 「補足・事例」に記載されている例示等は、あくまで例示等であり、それ以外を排除する趣旨ではない。